

労審発第 1137 号

令和 2 年 1 月 31 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一



令和 2 年 1 月 27 日付け厚生労働省発職 0127 第 7 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和2年1月31日

労働政策審議会  
会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会 職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和2年1月27日付け厚生労働省発職0127第7号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年1月29日

労働政策審議会職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会職業安定分科会  
雇用対策基本問題部会  
部会長 阿部 正浩

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和2年1月27日付け厚生労働省発職0127第7号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。